



Title	日本北方言語学会規約・日本北方言語学会役員
Citation	北方言語研究, 9
Issue Date	2019-03-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73731
Type	bulletin (other)
File Information	00_kiyaku_yakuin.pdf



[Instructions for use](#)

◇◇ 日本北方言語学会規約 ◇◇

第1条 (名称) 本会は「日本北方言語学会 (The Japan Association of Northern Language Studies)」と称する。「北方言語」とは、旧大陸側の北東アジアから、新大陸側の北米地域に至る先住民言語を主たる対象とするものである。

第2条 (目的) 本会は次のことを目的とする。

- (1) 北方言語の調査研究および諸言語間の類型・系統的比較研究の推進
- (2) 北方言語の音声資料を含む一次資料の電子化および統合データベース化の推進
- (3) 北方言語研究に従事する国内外の研究者間のネットワークの強化
- (4) 現地コミュニティとのネットワークの強化

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 本会主催の年次研究会と国際シンポジウムの開催
- (2) 学会誌『北方言語研究』の発行と会員への配布および電子版の公開
- (3) 国内外の学会・研究会における活動
- (4) ホームページおよびメーリングリスト等による情報発信と情報交換
- (5) 現地コミュニティおよび内外研究者との連携によるネットワーク構築と強化
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 (会員) 本会の会員は、北方言語研究に従事する者または北方言語研究に関心を持つ者とする。入会・退会・会員資格等とその手続きについては別に定める規定による。

第5条 (役員) 本会には次の役員を置く。ただし本会の運営を円滑に行うため、会長は臨時の職務を随時設置することができる。

- (1) 会長：1名
- (2) 事務局長：1名
- (3) 幹事：若干名
- (4) 顧問：若干名

第6条 (役員を選出) 本会の役員は次の方法により選出し、総会の場において承認される。

- (1) 会長は、会員の互選により定める
- (2) 事務局長ならびに幹事は、会長が指名する
- (3) 顧問は、複数名の会員の推薦により会長が委嘱する

第7条 (役員任期と職務) 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括するとともに、必要に応じて役員会を招集する
- (2) 事務局長ならびに幹事は会長を補佐して会務にあたる
- (3) 顧問は必要に応じて会長および事務局長、幹事に助言を行う

第8条 (総会) 年次研究会では総会を開くこととする。総会は、会員により構成される。総会の議長は、出席会員の中から会員の互選により選ばれる。総会議事は、出席会員の過半数を以て決することとする。但し可否同数の場合には、議長がこれを決する。

第9条 (会計) 本会会費については別途定める規定による。学会誌発行、研究会運営等は関連する研究費等との共同事業として実施することを原則とする。

第10条 (規約の変更) 本規約の改正は複数名の会員による発議によって行われ、総会において決議される。本規約の内容を補足するため、必要な規定を役員会の議を経て定めることができる。

《附則》

本規約は、2018年12月8日開催の日本北方言語学会設立大会総会における議決を経た上で、2018年4月1日に遡って施行するものとする。

日本北方言語学会 役員 (2018～2019年度)

会 長：	呉 人 惠	富山大学人文学部教授
事務局長：	江畑 冬生	新潟大学人文学部准教授
幹 事：	児倉 徳和	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所准教授
顧 問：	津曲 敏郎	北海道大学名誉教授／北海道立北方民族博物館館長